

議案第147号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正
する条例制定の件

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する
条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条
例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

義務教育諸学校等の教育職員（校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特
例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定
の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。第3項及び第6条にお
いて同じ。）には、その者の給料月額額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。

第3条第3項中「（管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。）」を削り、「給与
条例」を「鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「給与
条例」という。）」に改める。

第7条の見出しを「（義務教育諸学校等の業務量管理・健康確保措置）」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100
分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年4月1
日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1
号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第4項の認
定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校
等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条の規定による教職調整額及び鹿
児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第9条第2項の規定に

よる超過勤務手当の支給については、改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、本県義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の引上げを行う等のため、所要の改正をしようとするものである。